第 号年 月 日

様

宇美町長

住民基本台帳事務における支援措置実施決定通知書

年 月 日付で提出された住民基本台帳事務における支援措置申出書に基づき、支援 を実施することを決定しましたのでお知らせします。

なお、支援措置の内容及び支援の期間は次のとおりです。

支援措置の 内 容	 □ 住民基本台帳の閲覧 □ 住民票の写し等の交付(現住所地) □ 除票の写し等の交付(前住所地) □ 戸籍の附票の写しの交付(本籍地) □ 戸籍の附票の除票の写しの交付(前本籍地) (☑点の部分が支援措置内容です) 				
支援の期間	年 月 日~ 年 月 日				
併せて支援 を求める者					

【注意事項】

1. 本人が住民票の写し等の交付請求をする場合は、下記の本人確認書類を持参して、必ず本人が宇美町役場に来庁してください。

	(1)運転免許証	(2)パスポート	(3)	健康保険証
	(4) 個人番号カード	(5)その他()

- ※代理人(使者)による請求や、本人からであっても郵送による請求は受付いたしません。
- ※住民基本台帳ネットワークシステムを利用しての、住所地以外の市町村に対する広域交付住民 票請求はできません。
- 2. 第三者からの請求については、厳格な審査を行った結果、債権者など正当な請求理由であること が確認できた場合には、交付請求に応じる場合があります。
- 3. 支援期間は、支援措置を通知した日から1年間です。継続して支援を希望される場合は、支援が終了する日までに再度、支援措置申出書(様式第1号)により申出をして下さい。
- 4. 支援期間中に、支援を求めるものに変更があった場合は、支援措置変更申出書(様式第3号)により申出をして下さい。
- 5. 支援期間中に支援措置の終了を求める場合には、本人が支援措置終了申出書(様式第 4 号)及び 身分証明書を持参して宇美町長に支援措置解除の申出をして下さい。
- 6. 支援措置決定後であっても、その申出が虚偽であることが判明した場合は支援を中止します。